

第2編 紛争類型別の要件事実

第1章 売買(1)～訴訟物、請求原因

第1 売買契約に基づく代金支払請求

【事例】

(Xの言い分)

- 私は、平成26年4月1日に、私が所有していた甲土地を、Yに売り、その日に甲土地を引き渡しました。代金は1000万円、支払日は6月1日との約束でした。
- ところが、Yは、支払日から3か月がすぎた現在でも、代金を支払いません。

/ 11. A 上記事例における請求の趣旨について説明しなさい。
 /
 /

/ 12. A 上記事例における訴訟物について説明しなさい。
 /
 /

/ 13. A 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実について説明しなさい。
 /
 /

/ 14. A 上記事例における記載例について説明しなさい。
 /
 /

/ 15. A 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実のうち、売買の合意が要件事実となるのはなぜかについて説明しなさい。
 /
 /

/ 16. B 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実のうち、売主の目的物所有が要件事実とならないのはなぜかについて説明しなさい。
 /
 /

第1章 売買(1)～訴訟物、請求原因

第1 売買契約に基づく代金支払請求

1000万円
X → Y

- ・X・Y H26.4.1
甲土地 1000万円
売買
・支払日 H26.6.1

11. 被告は、原告に対し、1000万円を支払え。

12. 売買契約に基づく代金支払請求権 1個

13. XがYとの間で売買契約を締結したこと (売買の合意)。

14. (1) 原告は、被告に対し、平成26年4月1日、別紙物件目録記載の土地(甲土地)を、代金1000万円で売った。
(2) よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、代金1000万円の支払を求める。

15. 冒頭規定(民555)によれば、売買契約は財産権を移転すること及びその対価として一定額の代金を支払うことを約して成立する。そのため、目的物及び代金額又は代金額の決定方法を特定しつつ、売買の合意が要件事実となる。

16. 売買契約は他人物売買であっても有効とされる(民561参照)ため、売主が目的物を所有していたことは要件事実とならない。

/ 17. A 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実のうち、履行期限が要件事実とならないのはなぜかについて説明しなさい。

/ 18. B 売買契約に基づく代金支払請求の要件事実のうち、目的物の引渡しが要件事実とならないのはなぜかについて説明しなさい。

第2 売買契約に基づく目的物引渡請求等

【事例】

(Xの言い分)

- 私は、平成26年4月1日に、Yが所有していた甲土地を購入しました。代金は1000万円との約束でした。
- ところが、Yは、それから3か月がすぎた現在でも、甲土地を引き渡してくれませんし、所有権移転登記手続もしてくれません。

/ 19. A 上記事例における請求の趣旨について説明しなさい。

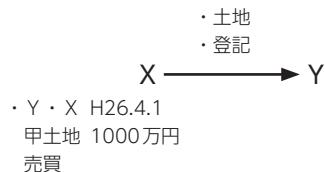
/ 20. A 上記事例における訴訟物について説明しなさい。

/ 21. A 上記事例における請求の要件事実について説明しなさい。

17. 売買契約に基づく代金支払請求権は、原則として売買契約の成立により直ちに発生し、契約上の義務は一般的には特に期限の合意がない限りは契約の成立と同時に直ちに履行されるべきものであるから、期限の合意は売買契約の付款にすぎない。そして、付款は法律行為の成立要件ではない以上、付款の主張立証責任は、これにより利益を受ける当事者が負う。そのため、期限の合意は、これにより利益を受ける買主側が主張立証すべき抗弁となり、売買代金請求の要件事実とならない。

18. 売買契約は双務契約なので、代金の支払の事実と目的物の引渡しの事実とは同時履行関係にある。しかし、同時履行の抗弁は権利抗弁であるため、買主側からの権利主張があって初めてこれを問題とすれば足りるから、目的物の引渡しは要件事実とはならない。

第2 売買契約に基づく目的物引渡請求等



19. 1 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地を引き渡せ。
2 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地について、平成26年4月1日売買を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

20. ① 売買契約に基づく目的物引渡請求権 1個
② 売買契約に基づく所有権移転登記請求権 (民560) 1個

21. XがYとの間で売買契約を締結したこと (売買の合意)。

- / 22. A 上記事例における記載例について説明しなさい。
- /
- /

第3 附帯請求

【事例】

(Xの言い分)

- 私は、平成26年4月1日に、私が所有していた甲土地を、欲しいと言つてきたYに売り、その日に甲土地を引き渡しました。代金は1000万円、支払日は6月1日との約束でした。
- ところが、Yは、支払日から3か月がすぎた現在でも、代金を支払わないので、その支払と甲土地引渡し後の利息相当分の金銭の支払まで求めたいです。

- / 23. B 上記事例における訴訟物について説明しなさい。
- /
- /

- / 24. B 上記事例における請求の趣旨について説明しなさい。
- /
- /

- / 25. B 上記事例における記載例について説明しなさい。
- /
- /

22. (1) 原告は、被告から、平成26年4月1日、別紙物件目録記載の土地を代金1000万円で買った。
- (2) よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、別紙物件目録記載の土地を引き渡すとともに、同土地につき、上記売買契約を原因とする所有権移転登記手続をすることを求める。

第3 附帯請求

- 1000万円
 - 利息相当分
- X → Y
- ・X・Y H26.4.1
 - 甲土地 1000万円
 - 売買
 - ・支払日 H26.6.1
 - ・甲土地引渡

23. 履行遅滞に基づく損害賠償請求権 1個

24. 被告は、原告に対し、1000万円及びこれに対する平成26年6月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25. 1 原告は、被告に対し、平成26年4月1日、別紙物件目録記載の土地を代金1000万円、支払期日同年6月1日の約定で買った。
- 2 原告は、被告に対し、平成26年4月1日、上記売買契約に基づき、上記土地につき所有権移転登記手続をするとともに、これを引き渡した。
- 3 平成26年6月1日は経過した。
- 4 よって、原告は、被告に対し、上記売買契約に基づき、代金1000万円及びこれに対する弁済期の翌日である平成26年6月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。
- (なお、令和2年4月1日以降の契約に係る法定利率は年3分)